安芸高田市事業所省工**之設備** 導入支援事業支援金

【申請ガイド】

く安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実行委員会>

申請ガイド

1 目的

本支援金は、物価高騰の影響を受けている市内で商工業等を営む中小企業者を支援する ため、電力コストの低減が期待できる省工ネ設備への交換または新設を行う事業者に対し て、本実行委員会予算の範囲内において安芸高田市事業所省工ネ設備導入支援事支援金(以 下「支援金」という。)を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

2 支援対象者

- (1) 2025 (令和7) 年4月1日から2026 (令和8) 年1月30日までに省エネ設備への 交換または新設を行う次の各号の事業者
- (2) 安芸高田市内に事業実態がある事務所または事業拠点を有する者(中小企業基本法 (昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者)
- (3) 安芸高田市内において今後も事業を継続する意思がある者
- (4) 下記のいずれにも該当しない者
- ・ 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、 当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- · 政治団体
- ・ 宗教上の組織若しくは団体
- ・ 安芸高田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

3 支援対象経費及び支援金額

支援対象設備	支援対象経費	支援金の額
高効率空調設備	製造から 10 年以上を経過	支援対象経費の 3/4 以内と
冷凍・冷蔵庫(飲料、商品展	した既存設備に替えて導入	し、50 万円を上限
示のショーケース等を含	する省エネ設備(中古品を	(支援対象経費が 3 万円未
む)	除く)であって、設備本体及	満であった場合交付しな

給湯設備	び附属設備並びに設置工事	(1)
	に要する経費	
LED 照明設備	蛍光灯、白熱灯等の LED 照	
	明器具以外から交換または	
	新設する LED 照明設備であ	
	って、設備本体及び附属設	
	備並びに設置工事に要する	
	経費	

- ・ 対象経費の 3/4 を乗じて得た額(算定金額)から 1,000 円未満を切り捨てた金額が支援額となります。
- 支給は1事業者1回限りとなります。
- ・ リース契約による導入及び消費税並びに地方消費税、既存設備の撤去または処分に要する経費 は支援対象経費に含まれません。
- ・ 支援対象設備を導入前の場合は、添付書類に見積書等の写しが必要で、交付決定後に実績報告書の提出をしていただきます。
- ・ 支援対象設備を導入済みの場合は添付書類に領収書等の写しが必要で、交付決定後に支援金を給付します。

4 申請方法

申請受付期間内に必要な書類を申請先に提出または郵送してください。

(1) 申請受付期間

2025年11月4日(火) から 2025年12月22日(月)まで

- ※郵送の場合、受付最終日消印有効
- ※予算上限に達した場合は、申請期限前でも受付を終了します。

(2) 申請先

〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 979-2 安芸高田市商工会

- ※郵送される場合、封筒には必ず「支援金申請書在中」とご記入ください。
- ※受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

(3)申請に必要な書類一覧表

必要書類	入手先	
◆導入前の方	商工会 HP	
安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金申請書(様式第1号)	又は市 HP	
◆導入後の方		
安芸高田市事業所省工不設備導入支援事業支援金申請書(様式第1号)		
安芸高田市事業所省工入設備導入支援事業支援金請求書(様式第2号		
支援対象設備関係添付書類	各自準備	
※2025年4月1日から受付期間内に支援対象設備を導入している場合は領収書等		
が必要です。		
※導入していない場合は、見積書等が必要で 2026 年 1 月 30 日までに支援対象設		
備を設置し、実績報告書を 2026 年 2 月 10 日までに提出する必要があり、その後、		
支援金を支給します。		
※支援対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるもの		
(仕様書またはカタログ等)		
※既存設備の仕様等がわかるもの(仕様書、カタログ又は銘板部分の写真等)		
※支援対象設備の設置予定場所又は設備導入場所を確認できるカラー写真等		
確定申告書類の写し	各自準備	
<法人>確定申告書別表 1		
<個人>令和 6 年分確定申告書 B 第一表		
<個人の方のみ>	各自準備	
身分証明書の写し		
(運転免許書※裏面のあるものは両面 ・ 健康保険証 ・ マイナンバーカードなど)		
支援対象設備を導入している場合のみ、申請者名義の振込口座通帳の写し		
※表紙及び見開きページ		
その他審査等に必要な書類	各自準備	
※実行委員会より指示の無い場合は添付不要		

(4) 申請時の留意事項

- ・ 郵送で申請書を送付する場合は必ず、特定記録郵便など記録が残る方法で送付してください。
- ・ 送付時の追跡番号等は支援金が振り込まれるまで保管してください。
- ・ 必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。
- ・ 受付終了の時点で不備のある申請書類は受け付けません。
- ・ 書類作成にかかる経費は、申請事業者の負担となります。
- ・ 提出書類は、写しを必ず保管してください。
- ・ 安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金は、課税対象となります。

・ 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書 にご記入ください。また、必要に応じて追加書類の作成及び提出を求める場合があります。

5 支払いについて

- ・ 支援対象設備を導入済みの場合は、審査終了後2週間程度で振り込みをいたします。ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。
- ・ 支援対象設備を導入前の場合は、交付決定後、2026 年 1 月 30 日までに支援対象設備の設置を行わなければなりません。また、2026 年 2 月 10 日までに安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実施報告書(様式第 6 号)に関係書類を添えて提出していただき、審査終了後 2 週間程度で振り込みをいたします。

6 その他

- (1) 支援事業者は、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、支援事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 支援金の給付に関し、支援事業者に対して報告を求め、又は委員(若しくは関係機関)に事業所等に立ち入らせ、帳簿書類等の調査をする場合があります。
- (3) この申請ガイドに記載のない事項は、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実行委員会で協議の上決定し、別に作成する「O&A」にて定めるものとします。

7 問い合わせ先

<安芸高田市事業所省Iネ設備導入支援事業実行委員会>

安芸高田市商工観光課 ℡: 0826-47-4024

安芸高田市商工会 1年: 0826-42-0560